

議第24号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表と畜場法の項中「400」を「800」に、「200」を「400」に改め、同表農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の項を次のように改める。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	第15条第2項の規定による輸出証明書の発行の申請に対する審査		1 件	870
	第17条第2項の規定による適合施設の認定の申請に対する審査	実地調査を行う場合		20,900
		実地調査を行わない場合		10,400

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく輸出証明書の発行の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。